

会社の労働者の宗教大祭手当に関する労働大臣規程 2016 年第 6 号

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国労働大臣は、

賃金に関する政令 2015 年第 78 号の第 7 条(3)項の規定を実施するために、会社の労働者の宗教大祭手当に関する労働大臣規程を定める必要があることを考慮し、

1. 労働監督法のインドネシア全国での発効表明に関する法律 1951 年第 3 号(官報 1951 年 4 号)
 2. 労働に関する法律 2003 年第 13 号(官報 2003 年 39 号、官報追記 4279 号)
 3. 賃金に関する政令 2015 年第 78 号(官報 2015 年 237 号、官報追記 5747 号)
 4. 労働省に関する大統領規程 2015 年第 18 号(官報 2015 年 19 号)
 5. 法案、政令案、大統領規程案の制定準備及び労働省における大臣規程案の制定手順に関する労働大臣規程 2015 年第 8 号
- を鑑み、

以下を決定した：

会社の労働者の宗教大祭手当に関する労働大臣規程を定める。

第 1 章 総則

第 1 条

本大臣規程の中で、

1. 宗教大祭手当 (THR Keagamaan) とは、経営者が労働者或いはその家族に宗教大祭前に支払う義務を負う、賃金以外の収入のことである。
2. 宗教大祭とは、労働者がイスラム教徒の場合にはイドルフイトゥリ(レバラン)、カトリック教徒とプロテスタントの場合にはクリスマス (キリスト降誕祭)、ヒンドゥー教徒の場合にはニュピ (ヒンドゥー新年)、仏教徒の場合にはワイサック(仏陀降誕祭)、儒教徒の場合にはイムレック(春節)のことである。
3. 経営者とは：
 - a. 自らの所有する会社を運営する個人、連合或いは法人
 - b. 自らの所有ではない会社を独立して運営する個人、連合或いは法人
 - c. インドネシア領域外に所在する a と b に規定の会社を代表する、インドネシアに所在する個人、連合或いは法人
4. 労働者とは、賃金或いは他の形態の報酬を受け取り、仕事をする各人のことである。

第 2 条

- (1) 経営者は、勤続年数 1 か月以上の労働者に宗教大祭手当を支払う義務を負う。
- (2) (1)項に規定の宗教大祭手当は、無期雇用契約或いは有期雇用契約に基づき経営者と雇用関係を有する労働者に対し支払われる。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第2章 宗教大祭手当の額と支払い手順

第3条

- (1) 第2条(1)項に規定の宗教大祭手当の額は下記の通り定める：
- a. 勤続年数12か月以上の場合、1か月分の賃金を支払う
 - b. 勤続年数1か月以上12か月未満の場合、下記の計算式に基づき、勤続年数に比例した額を支払う：

勤続年数/12×1か月分の賃金

- (2) (1)項に規定の1か月分の賃金とは、下記の賃金構成要素から構成される：
- a. 手当なしの賃金である *Clean wages*、或いは
 - b. 固定手当を含む基本給
- (3) 日雇い雇用契約に基づき勤務する労働者の場合、(1)項に規定の1か月の賃金は下記の通り計算する：
- a. 勤続年数が12か月以上の場合、宗教大祭前の過去12か月間に受け取った平均賃金に基づく1か月の賃金
 - b. 勤続年数12か月未満の場合、勤続期間中の毎月の賃金の平均額に基づく1か月の賃金

第4条

雇用契約、就業規則、労使協約の規定或いは慣習に基づく宗教大祭手当の額が、第3条(1)項に規定の宗教大祭手当の額よりも大きい額の場合、労働者に支払われる宗教大祭手当の額は、雇用契約、就業規則、労使協約、或いは慣習に基づく。

第5条

- (1) 第2条(1)項に規定の宗教大祭手当は、各労働者の宗教大祭に応じて1年に1回支払われる。
- (2) 1年に1度を超えて同じ宗教大祭がある場合、宗教大祭の実施に応じて宗教大祭手当を支払う。
- (3) (1)項に規定の宗教大祭手当は、雇用契約、就業規則或いは労使協約の中で経営者と労働者が合意に基づき別の定めをしている場合を除き、各労働者の宗教大祭に応じて支払われる。
- (4) (1)項と(2)項に規定の宗教大祭手当は、宗教大祭の7日前までに経営者が支払う義務を負う。

第6条

第2条(2)項に規定の宗教大祭手当は、インドネシア共和国のルピア通貨を用いて金銭で支払われる。

第7条

- (1) 無期雇用契約に基づく雇用契約を有した労働者で、宗教大祭の30日前以降に雇用関係が終了した労働者は、宗教大祭手当の権利を有する。
- (2) (1)項に規定の宗教大祭手当は、経営者が雇用関係を終了したその年に適用される。
- (3) (1)項の規定は宗教大祭日前に雇用関係が終了した有期雇用雇用契約の労働者には適用されない。

第8条

勤続年数を継続した形で他企業に移る労働者は、前の企業から当該労働者が宗教大祭手当を得ていない場合、新たな企業でその権利を有する。

第3章

監督

第9条

本大臣規程の実施の監督は、労働監督官が行う。

第4章

罰金と行政罰

第10条

- (1) 第5条(4)項に規定の労働者への宗教大祭手当の支払いが遅れた経営者には、支払い義務の期限終了以降、支払うべき総額の5%の罰金が適用される。
- (2) (1)項に規定の罰金の適用によって労働者に対する宗教手当の支払い義務は消失しない。
- (3) (1)項に規定の罰金は、労働者の福祉のために管理・利用され、これについては就業規則或いは労使協約で定める。

第11条

- (1) 第5条に規定の宗教大祭手当を労働者に支払わない経営者には行政罰が適用される。
- (2) (1)項に規定の行政罰は法規に基づく。

第5章

結びの規定

第12条

本大臣規程発効時点において、会社の労働者の宗教手当に関する労働大臣規程 No.PER.04/MEN/1994 は取り消し無効となる。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

すべての人に知らしめるため、本大臣規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載する。

2016年3月8日、ジャカルタにて制定

労働大臣
M. ハニフ・ダキリ

2016年3月8日、ジャカルタにて法制化
法務人権省法規総局長
ウイドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2016年 375号